

特別室（特別療養環境室）のご利用について

1 特別室とは

当院では、患者様のご希望により、特別室（特別療養環境室）を有料により提供しております。

これは、患者さんの選択機会を広げるため、厚生労働省通知に基づき、一定の要件のもとに患者様に「差額室料」の負担を求めることにより、特別室の利用を提供するものです、特別室にかかる「差額室料」は「一日 2,160 円」です。別紙「同意書」により患者様の自由な選択と同意に基づいて、入室していただいております。

特別室には、個人用の私物の収納設備、個人用の照明、小机及び椅子などの設備を備えています。

◎ 差額室料金一覧（一日につき）

病棟及び特別室の部屋番号	差額室料金（税込）
第2病棟 205-1号室	2,160円
第2病棟 205-2号室	2,160円
第2病棟 212-1号室	2,160円
第2病棟 212-2号室	2,160円

2 治療上必要性のある場合の取り扱いについて

患者様の治療上の必要性または院内感染防止等の観点から、病院長が認めた場合に、「差額室料」をいただくことなく一時的に特別室をご利用いただく事がありますが、必要期間経過後は一般室への転室をお願いしております。

特別室の利用を継続して希望される患者様には、別紙「同意書」を提出のうえ差額室料をお支払いいただくことになります。

3 差額室料（特別室料金）について

「差額室料」については加入しておられる医療保険からの給付はありません。

特別室の入室日計算は、入・退室の時間に関係なく、入室日・退室日をそれぞれ1日として計算します。

- ※ 特別室を希望される方は、地域連携室または病棟スタッフにご相談下さい。
なお、特別室の入室状況によっては、ご希望に添えない場合もございます。
あらかじめご了承ください。